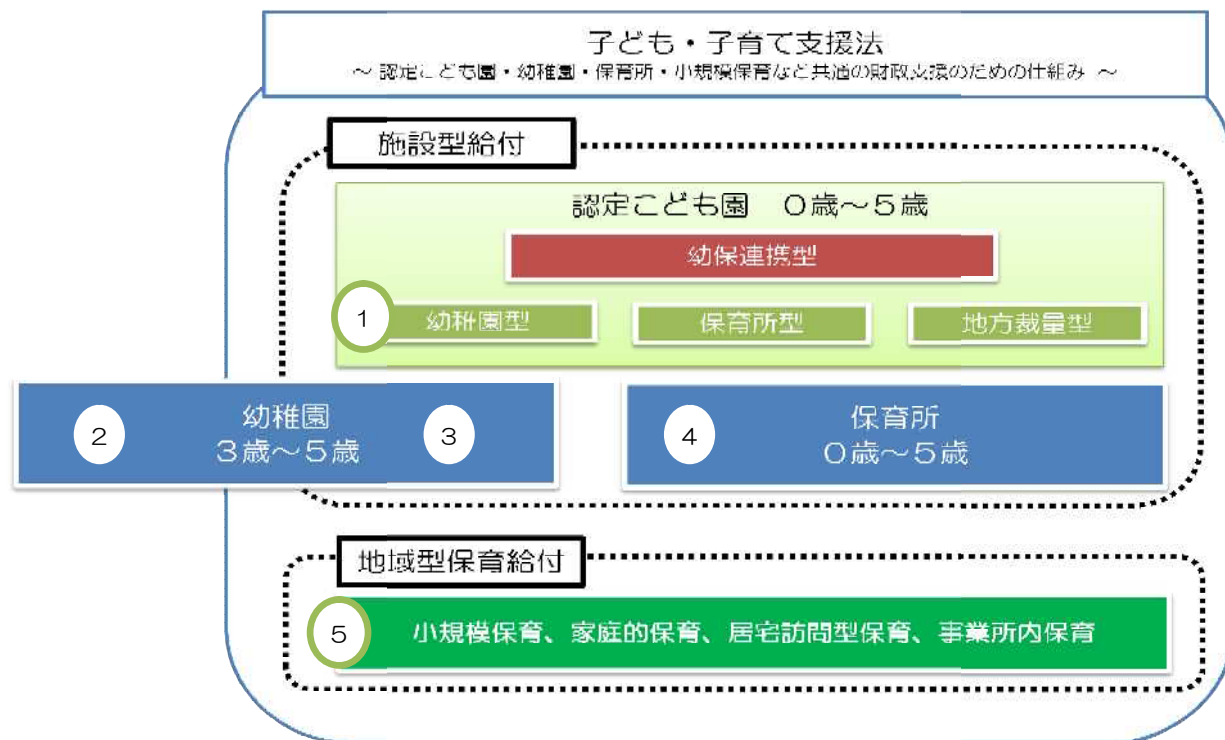


子ども・子育て支援新制度の実施状況について

1 教育・保育施設及び地域型保育事業の状況

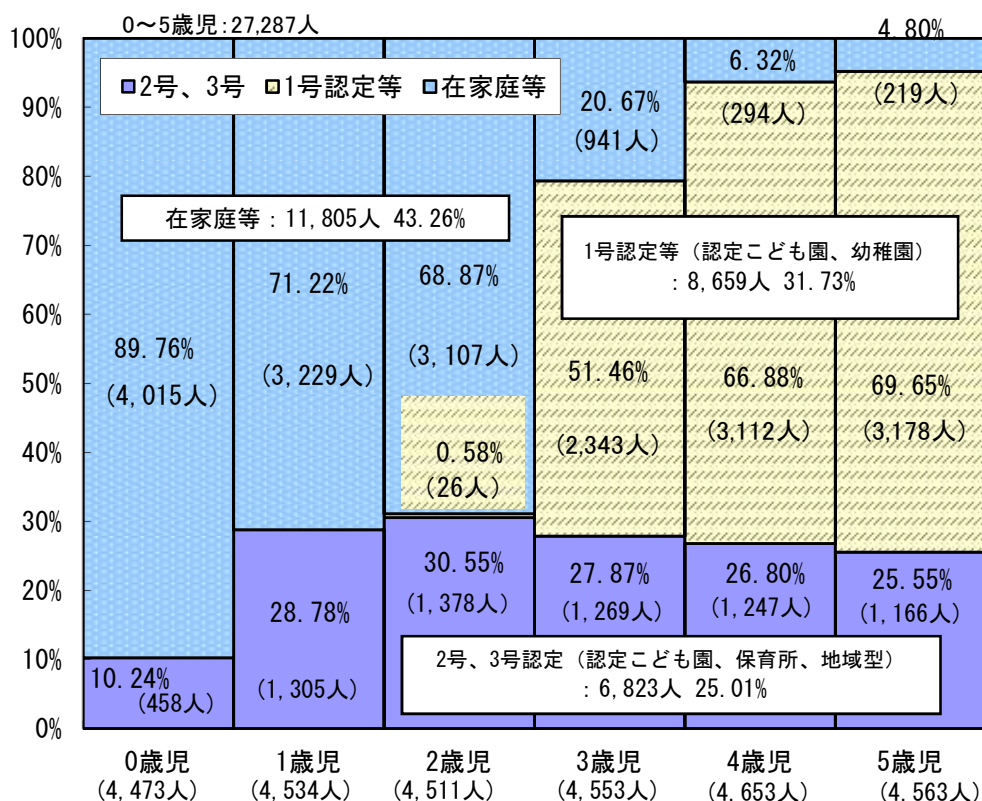


種 別		施設数 (園)	児童数 (人)				
			1号	2号	3号	計	
①	認定 こども園	幼保連携型	0	0	0	0	
		幼稚園型	2	380	47	15	442
		保育所型	0	0	0	0	0
		地方裁量型	0	0	0	0	0
②	(従来制度) 私立幼稚園	34	※6,796	—	—	6,796	
③	(新制度) 幼稚園	公立	20	1,108	—	—	1,108
		私立	4	375	—	—	375
④	保育所	公立	23	—	1,550	991	2,541
		民間(分園含む)	46	—	2,061	1,706	3,767
⑤	小規模保育事業	35	—	22	354	376	
	家庭的保育事業	16	—	0	51	51	
	居宅訪問型保育事業	0	—	0	0	0	
	事業所内保育事業	3	—	2	24	26	
合 計		183	8,659	3,682	3,141	15,482	

※認定こども園、幼稚園は平成27年5月1日現在、保育所、地域型保育事業は平成27年4月1日現在

※(従来制度)私立幼稚園の在園児は1号認定相当として計上

【年齢別就学前児童の居場所】



- ※1 就学前児童数は、平成27年4月1日現在。
- ※2 認定こども園、幼稚園は平成27年5月1日現在、保育所、地域型保育事業は平成27年4月1日現在の児童数
- ※3 在家庭等は、就学前児童のうち、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育に在園・在所していない児童。よって、認可外保育施設の利用者は在家庭等に含まれる。

【平成26年度と平成27年度との比較】

	平成26年度	平成27年度
就学前児童数 (各年4月1日)	27,551人	27,287人
在家庭等	12,190人 (44.25%)	11,805人 (43.26%)
1号認定等	8,999人 (32.66%)	8,659人 (31.73%)
2号、3号認定	6,362人 (23.09%)	6,823人 (25.01%)

2 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

事業の名称	本市における既実施事業
①利用者支援事業	こども支援案内窓口
②時間外保育事業	延長保育事業
③実費徴収に係る補足給付を行う事業	新 規
④多様な主体の参入促進事業	新 規
⑤放課後児童健全育成事業	留守家庭児童育成センター
⑥子育て短期支援事業	子育て家庭ショートステイ事業
⑦乳児家庭全戸訪問事業	健やか赤ちゃん訪問事業
⑧養育支援訪問事業等	育児支援家庭訪問事業・要保護児童対策地域協議会
⑨地域子育て支援拠点事業	子育てひろば
⑩一時預かり事業	保育所等の一時預かり事業・幼稚園の預かり保育事業
⑪病児保育事業	病児・病後児保育事業
⑫子育て援助活動支援事業	にしのみやしファミリー・サポート・センター事業
⑬妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査費用助成事業

①利用者支援事業

平成 27 年 10 月から子育て総合センター他 1 か所において、基本型を実施する予定。

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

平成 27 年度より国の実施要綱に基づき、生活保護世帯等を対象に実施する予定。

④多様な主体の参入促進事業

ア 新規参入施設等への巡回支援

平成 27 年度は、保育士 8 名、保健師 11 名の体制で小規模保育事業などへの巡回支援を行っている。

イ 認定こども園特別支援教育・保育経費

現在は対象施設なし。

対象施設が生じた場合、国の実施要綱に基づき実施する予定。

⑤放課後児童健全育成事業

市内 2 か所（鳴尾小、西宮浜小）で夏季休業期間中（8/1～8/31）に 4 年生の受入を実施。

⑨地域子育て支援拠点事業

市内 2 か所（夙川地域、学文地域）で新たな事業者を公募。

子供の居場所づくり事業（新放課後事業プラン）とは

平成 27 年度は安井小・甲東小・小松小でモデル事業を実施します

1 事業の概要は？

- ・放課後毎日と長期休業中（平日 AM のみ）に、小学校の校庭や空き教室などを活用して、自由な遊び場や屋内で過ごせる場などを提供する事業です。
- ・H27 年度は 3 校でモデル実施を行い、プランを検証しながら順次実施校を増やしていきます。
- ・実施は、西宮市と西宮市教育委員会が行い、学校は施設の提供だけで運営には係わりません。
- ・安全確保（不審者対応、危険な行為への声かけなど）のために見守りボランティアを 4 名程度配置し、1 校に 1 人、ボランティアの管理や学校との調整役となるコーディネーター（嘱託職員）を配置します。
- ・スタッフがケガの応急処置など最小限の安全を確保いたしますが、基本的には自己責任により参加していただきます。

主担当課：教育委員会 社会教育課
 連携課：こども支援局 児童・母子支援課
 子育て総合センター
 教育委員会 学校管理課



2 事業の実施の背景と目的は？

背景→ 近年、子供の育ち(*1)や取り巻く環境(*2)などの課題が顕著化してきています。

これらの課題に対応した継続的(常設的)な事業を早急に立ち上げる必要があります。

(*1)育ちの課題→ コミュニケーション力の低下、体力の二極化、体験活動不足

(*2)環境の課題→ 自由な遊び場の減少、留守家庭の増加、放課後の犯罪被害の多発

目的→ 本来、子供たちは学校教育だけではなく、放課後における豊かな遊びを通して、体力や主体性、協調性など社会でたくましく生きる力を身に付けていくのではないのでしょうか。

子供たちが健やかに育つ環境が乏しくなっている今、放課後における、たくましい育ちにつながる空間を確保するために、広い校庭や子供たちが安心できる学校施設の一部をお借りし、市と教育委員会の責任で居場所づくりを行うものです。

また、この事業を通して、学校だけではなく、子供の安全や成長に対する保護者や地域の大人たちの役割と責任についても社会教育の視点で改めて考えていきたいと思えます。

事業コンセプト

- 託児の場ではなく、子供たちの育ちにつなげる居場所づくり
- 校庭を活用した、子供たちが安全で自由に遊べる空き地づくり
- 事業に関わる人が互いにつながり、育つ社会教育的空間づくり

3 事業内容(新放課後事業プラン)

次の 3 つの事業に必要な予算と人員を市と教育委員会で確保し、標準的な実施プランを実施校区に提案します。

その後、学校、地域、保護者などと相談しながら、学校の事情や地域特性に応じて、実施時間や内容をカスタマイズしていきます。

- ① **新校庭開放事業** …… 放課後に全児童対象の遊び場として校庭を開放する。学校への負担や安全を考慮して 3 名程度見守りボランティアを配置する。
- ② **学習室開放事業** …… 空き教室や公民館の部屋を活用して、放課後や長期休業中に宿題や読書などができる学習室を開放する。(ボランティア 1 名)
- ③ **放課後の魅力創造事業** …… より充実した居場所とするため、学生ボランティアを配置(不定期)し、子供たちの遊びや学びをコーディネートする。

4 コーディネーター（嘱託職員）の活動について

コーディネーターの勤務条件は、週4日で基本的な勤務時間は、9時45分～18時＜休憩45分＞です。

放課後の時間帯以外は、学校教育活動の支援や地域との連絡・調整などを行ってまいります。

＜勤務例＞ 9:45(出勤)

14:30 頃

18:00(帰宅)

学校教育支援・地域対応・放課後関係事務	放課後事業の管理・監督
---------------------	-------------



※コーディネーターは、学校・地域と事業・事務局（社会教育課）とのパイプ役となります。

学校の行事等で校庭や教室等が使用できない場合、事業の中止や変更などを決めたり、学校や育成センター等と調整が必要な事案等が発生した場合、事務局への情報伝達を行うなど、事業を円滑に実施するために重要な役割りを担います。

※コーディネーターは小学校現場での勤務経験のある方を採用する予定です。（4月採用試験 6月より勤務）

※見守りボランティアの内、1名はシルバー人材センターより派遣してもらい、サブリーダーとしてコーディネーターをサポートいたします。

5 子供たちにとってのメリットは？

- ・毎日放課後に安全で自由にのびのびと遊べる空間や屋内で過ごせる居場所ができ、放課後の過ごし方の充実が期待できます。
- ・コーディネーターや学生ボランティアが上手く遊びをコーディネート（異年齢で交わる遊びの提案や自分たちで遊びを工夫する提案など）することで、豊かな遊びにつながります。
- ・放課後の時間帯に大人の目が増えることで不審者進入への抑止力になり、安心して過ごすことができます。 など



6 地域活動や放課後子供教室との関係

青愛協の皆様を実施していただいている「放課後子供教室」は従来どおり実施をお願いしていきます。

※本来、地域の子供は、地域の方々の教育力を生かし、地域の方々と触れ合いながら育つ事が望ましいと考えております。

ただし、常設的な居場所づくりを地域で実施するとなると、人や場所の確保など過大な負担がのしかかります。

そこで、その負担部分を行政が担い、地域は必要に応じて当事業で確保した人や場所を地域活動や放課後子供教室事業に活用していただければと考えております。（H27年度はモデル実施校で、地域で実施する事業との連携が上手くいくかについても試行したいと考えております）

＜事業の進捗状況＞

2学期からのモデル実施を前に、6/22～7/3にプレ（試行）開催を行いました。

現在は、プレ開催後のアンケート結果などを踏まえモデル実施の準備を進めております。

【問合せ先】西宮市教育委員会 社会教育課（中尾・岡本）

0798-35-3867

平成27年4月1日現在の保育所待機児童数について

本市の平成27年4月1日現在の保育所待機児童数については集計の結果、下記のとおり76人となりましたのでご報告させていただきます。

記

1 待機児童数の推移（4月1日現在）

	平成25年	平成26年	平成27年
旧定義による待機児童数	0人	0人	0人
新定義による待機児童数※	109人	114人	76人

※平成27年4月1日より、厚生労働省が定める待機児童の定義が「保護者が求職中の場合は待機児童に含める（昨年までは含めない）」こととなっております。

2 平成26年度中の待機児童対策

保育量拡大の実績 366人増

- (1) 認可保育所（新規） 1園 90人増
- (2) 幼稚園型認定こども園（新規及び定員増）2園 42人増
- (3) 地域型保育施設（新規13施設及び定員増）234人増

3 申込者などの推移（4月1日現在）

	平成25年	平成26年	平成27年
入所申込者(A)	1,785人	2,037人	2,393人
入所児童数(B)	1,535人	1,728人	1,924人
希望どおり入所できなかった方(A)-(B)	250人	309人	469人
保育施設空き数（認可外保育施設を除く）	469人	525人	500人

（備考）待機児童数は厚生労働省の定義により、上記の「希望どおり入所できなかった方」から、育児休業取得中の方や内定を辞退した方などを引いた数となっています。

4 総括

平成26年度も引き続き上記のとおり待機児童対策を行ってきましたが、申込者数が昨年に比べ356人増加していることや、希望どおり入所できなかった方が469人おられることから、依然として保育ニーズが高い状況が続いていると考えております。このことから今後も、ニーズを踏まえた施設の整備を行うとともに、500人分の空き枠についてより多くの方に入所いただけるよう受付窓口での案内を進めてまいります。

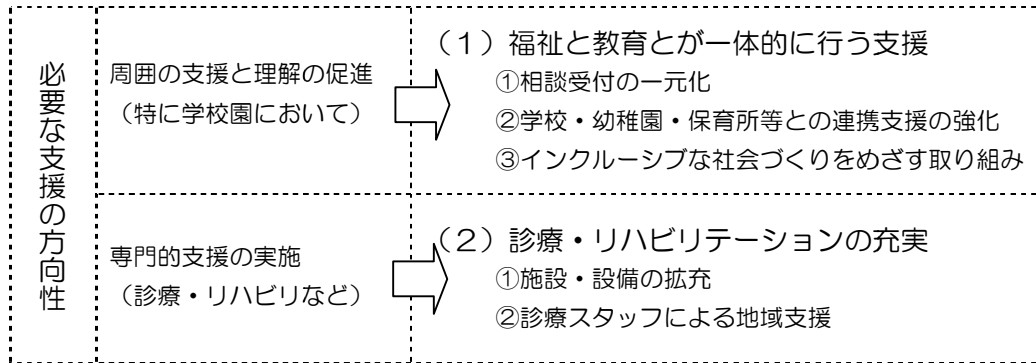
西宮市立こども未来センターについて

平成 27 年 8 月 こども未来部

1. 開設目的

こども未来センターは、こども支援局所管の西宮市立わかば園と教育委員会所管の西宮市スクーリングサポートセンターを移転・複合化し、従来の福祉・教育・医療の垣根を越え、さまざまな課題のある子どもたちに対し、切れ目のない一貫した支援を行うことをめざして開設するものです。

2. こども未来センターが実施する支援の方向性



3. こども未来センターの概要

所在地	西宮市高畑町2番77号
建物	鉄骨造 地上5階建 延床面積 約4200平方メートル
開所予定日	平成27年9月1日
開所日・開所時間	月曜日～土曜日 9時～19時(土曜日は17時まで) ※休館日は 日曜・祝日・年末年始
組織体制	こども支援局 こども未来部 発達支援課(相談支援、通園療育「わかば園」) 地域・学校支援課 (地域支援、学校園支援、適応指導教室「あすなる学級」) 診療事業課(診療、小児リハビリテーション)

